



令和2年9月1日（火）

報道関係者 各位

## 令和2年度「神奈川県最低賃金」が改正決定されました

- － 1円引上げ 時間額1,012円に －
- － 業務改善助成金の活用を －

神奈川県労働局（局長 園田 宝）は、令和2年8月21日（金）、下記のとおり「神奈川県最低賃金」について時間額1,012円（引上げ額1円）とする改正決定を行い、本日（9月1日）官報公示しました。

これにより、神奈川県最低賃金は、令和2年10月1日から1,012円に引き上げられることとなります。

### 記

時間額	引上げ額 (対前年)	引上げ率 (対前年)	改正決定日 (官報公示日)	発効日
1,012円	1円	0.1%	令和2年9月1日	令和2年10月1日

- 神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 今後、神奈川県労働局では、改正後の神奈川県最低賃金について、県内の事業場に周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。  
また、労働者にも広く周知していくこととしています。
- 神奈川県働き方改革推進支援センターでは、賃金引上げに活用できる業務改善助成金のほか、各種支援制度や助成金等「働き方改革」に関する様々な相談に総合的に対応し支援します。  
お問合せやご相談は、「神奈川県働き方改革推進支援センター」まで。  
電話：0120-910-090 メール hatarakikata@mb.langate.co.jp

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

局番	都道府県名	ランク	答申金額【円】	前年度決定金額【円】	引上げ額【円】	発効予定年月日
11	埼玉	A	928	926	2	2020年10月1日
12	千葉	A	925	923	2	2020年10月1日
13	東京	A	1013	1013	—	—
14	神奈川	A	1012	1011	1	2020年10月1日
23	愛知	A	927	926	1	2020年10月1日
27	大阪	A	964	964	—	—
8	茨城	B	851	849	2	2020年10月1日
9	栃木	B	854	853	1	2020年10月1日
16	富山	B	849	848	1	2020年10月1日
19	山梨	B	838	837	1	2020年10月8日
20	長野	B	849	848	1	2020年10月1日
22	静岡	B	885	885	—	—
24	三重	B	874	873	1	2020年10月1日
25	滋賀	B	868	866	2	2020年10月1日
26	京都	B	909	909	—	—
28	兵庫	B	900	899	1	2020年10月1日
34	広島	B	871	871	—	—
1	北海道	C	861	861	—	—
4	宮城	C	825	824	1	2020年10月1日
10	群馬	C	837	835	2	2020年10月3日
15	新潟	C	831	830	1	2020年10月1日
17	石川	C	833	832	1	2020年10月7日
18	福井	C	830	829	1	2020年10月2日
21	岐阜	C	852	851	1	2020年10月1日
29	奈良	C	838	837	1	2020年10月1日
30	和歌山	C	831	830	1	2020年10月1日
33	岡山	C	834	833	1	2020年10月1日
35	山口	C	829	829	—	—
36	徳島	C	796	793	3	2020年10月3日
37	香川	C	820	818	2	2020年10月1日
40	福岡	C	842	841	1	2020年10月1日
2	青森	D	793	790	3	2020年10月3日
3	岩手	D	793	790	3	2020年10月3日
5	秋田	D	792	790	2	2020年10月1日
6	山形	D	793	790	3	2020年10月3日
7	福島	D	800	798	2	2020年10月2日
31	鳥取	D	792	790	2	2020年10月2日
32	島根	D	792	790	2	2020年10月1日
38	愛媛	D	793	790	3	2020年10月3日
39	高知	D	792	790	2	2020年10月3日
41	佐賀	D	792	790	2	2020年10月2日
42	長崎	D	793	790	3	2020年10月3日
43	熊本	D	793	790	3	2020年10月1日
44	大分	D	792	790	2	2020年10月1日
45	宮崎	D	793	790	3	2020年10月3日
46	鹿児島	D	793	790	3	2020年10月3日
47	沖縄	D	792	790	2	2020年10月3日

# 「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

活用事例はHPをご覧ください！

 生産性向上の事例集 厚生労働省 [検索](#)

## 概要

申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 (2) 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (1)
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

- (1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
- (2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。  
 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

## お問い合わせ先

全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。  
 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



## 申請先

助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。  
 【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や  
 運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～ 業務改善助成金の活用事例 ～

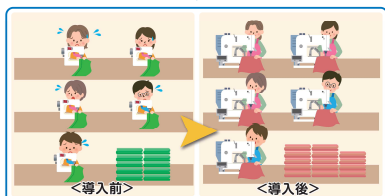
### 業務改善

#### 事例 1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

【所在地】岩手県 【従業員数】29人  
 【事業内容】繊維製品製造業  
 【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。

縫製作業の作業効率を上げたい



1日あたりの生産量が4割増大

＜独自の工夫＞  
 トイレや空調等の社内環境の整備や社内イベントを実施することで、働く従業員のモチベーションを向上させることに注力している。

**実施内容** 新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

**成果** 縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

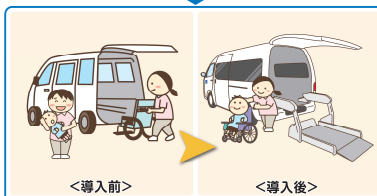
### 業務改善

#### 事例 2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

【所在地】茨城県 【従業員数】9人  
 【事業内容】放課後デイサービス  
 【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの積載を行う際、複数の従業員が必要になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業にかかる時間を短縮することで、利用者サービスを向上したい



5分～10分の乗降時間短縮と人員効率化

＜独自の工夫＞  
 風通しのいい職場環境を作るとともに、日報等の報告書の作成時間の効率化を図るため、仕事の見える化を進めている。

**実施内容** 利用者を車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今まで付き添い業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

**成果** 送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

# 働き方 改革

を支援  
します！



以下の対応はお済みですか！？

- 時間外労働を行うにはサブロク(36)協定が必要です。  
※ 36協定届の様式が新しくなりました。
- 労働契約を締結する際は労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届出が必要です。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成・保存する必要があります。
- 非正規労働者の方を雇っている場合は、正社員の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

ご都合に合わせた  
相談方法が選べる！

働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 電話・メール
- ② センター来所
- ③ 出張相談会
- ④ 企業訪問

## 神奈川働き方改革推進支援センター

受付時間 平日9:00~17:00

TEL: 0120-910-090

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6F

MAIL: hatarakikata@mb.langate.co.jp

FAX: 0120-971-030

http://神奈川働き方改革推進支援センター.site

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください

神奈川 働き方改革

検索



## 年次有給休暇の 時季指定

大企業・中小企業とも 2019年4月～

## 時間外労働の 上限規制

大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～

## 同一労働同一賃金

2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021年4月1日～

## 年次有給休暇の時季指定とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

## 時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

## 同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



# 個別訪問申込書 FAX：0120-971-030



WEB相談フォームはこちら ▶

神奈川働き方改革推進支援センター 宛

[http:// 神奈川働き方改革推進支援センター .site/mail.html](http://神奈川働き方改革推進支援センター.site/mail.html)

事業場名				ご担当者 氏名		
所在地	〒 -					
連絡先	電話			E-MAIL		
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( ) ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。					
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度 <input type="checkbox"/> 賃金制度全般 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 各種助成金の活用 <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	<input type="checkbox"/> 非正規労働者の待遇改善 <input type="checkbox"/> 人手不足 <input type="checkbox"/> 最低賃金制度 <input type="checkbox"/> 無期転換制度 <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し					

### 【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：  
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和2年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について  同意する（チェックしてください）